

## 第6章 保護に係る諸手続き

文化財保護法および関係法令に基づき、登録有形文化財である大明神寮の保存活用に必要となる諸手続きについて、以下にまとめる。ただし、明確でない行為については、その都度、文化庁および上田市教育委員会と協議を行う。

### 1 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、同法施行令（昭和50年政令第267号）及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

#### （1）文化庁長官への届出が必要なもの（文化財保護法）

次の場合には届出が必要である。

区分	文化財保護法 根拠条文	運用の方針	届出期限
滅失	法第61条	・ 水害による流失や火災による焼失など、登録文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損		・ 登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合。	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	法第64条第1項	・ 文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観範囲の4分の1を超えて変更する場合。（ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置を除く。）	現状変更しようとする日の30日前まで
現状変更の特例	法第67条の4	・ 登録有形文化財保存活用計画が認定を受けた場合において、現状変更をその記載された内容に即して行うにあたり、法64条第1項の届出を行わなければならないとき。	当該現状変更が終了した後遅延なく届け出る。
所在の変更	法第62条	・ 所在の場所を変更しようとするとき。（登録証を添えて届け出る。）	変更しようする日の20日前まで
所有者の変更	法第60条第4項 （法第32条第1項の準用）	・ 所有者が変更された場合。（新所有者は、旧所有者に交付された登録証を添えて届け出る。）	変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	法第64条第1項 （法第32条第2項の準用）	・ 所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内（所有者と管理責任者との連署）
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更	法第64条第1項 （法第32条第3項の準用）	・ その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。（所有者に係るときは、届出の際登録証を添えなければならない。）	変更した日から20日以内
登録の抹消	法第59条	・ 重要文化財に指定された場合。 ・ 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定した場合。 ・ 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。 ・ その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

(2) 文化庁長官への届出を必要としないもの（文化財保護法）

次の場合には届出を必要としない。

区 分	文化財保護法 根拠条文	運用の方針
維持の措置	法第 64 条第 1 項 ただし書き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。</li> <li>・内装の模様替えをする場合。</li> <li>・雨漏りやひび割れなど、き損している、または、き損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大または発生を防止するための応急措置をする場合。</li> <li>・非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後の復旧工事。</li> <li>・上田市教育委員会に報告することが望ましい。</li> </ul>
非常災害のために必要な応急措置		
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置		

## 2 その他の手続き

(1) 所轄消防長または消防署長への届出が必要なもの

大明神寮は登録有形文化財であり、市民に広く開かれる活用を展開する計画であるため、「防火管理者」を選任し、消防計画を作成し届け出ることが望ましい。

以下の法令を準用する。「収容人数が 50 人以上の重要文化財建造物にあっては、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号）第 8 条第 1 項に基づき「防火管理者」を選任し、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、届け出る（消防法令第 1 条の 2 第 3 項一ハ）。」

区 分	消防法 根拠条文	運用の方針
防火管理者の選任	法第 8 条第 1 項 施行令第 1 条の 2 第 3 項一ハ	防火管理者を選任し届出を行う。
防火管理者による消防計画の作成	法第 8 条第 1 項 施行令第 1 条の 2 第 3 項一ハ 施行令第 3 条の 2	防火管理者は当該防火対象物について防火管理に係る消防計画を作成し届出を行う。

